

令和4年7月20日

保護者の皆様へ

神戸市

施設（児童館・学童保育）で陽性者が確認された場合の対応について

日頃から本市の児童館・学童保育事業に御理解・御協力をいただきありがとうございます。
ございます。

小学校が夏休みに入り、学校休業期間となることを受けて、施設で陽性者が確認された場合の取り扱いについて下記の通りと致します。

今後、市内の感染状況などにより変更する際には改めてお知らせいたします。

保護者の皆様には、引き続き、ご不便・ご迷惑をお掛けしますが、何卒ご理解の程宜しく願います。

1. 施設にて陽性者が確認された場合の取り扱い

- ・施設内の調査を行い、濃厚接触の可能性のある児童を特定します。
- ・調査の結果、「濃厚接触者の可能性のある児童」については、原則、5日間の自宅待機をお願いします。
- ・「濃厚接触の可能性のある児童」以外の方については、通常通りご利用いただけます。

※3日目以降に、検査を受診し、陰性証明が提出された場合は、自宅待機の解除が可能です。

【濃厚接触の可能性のある児童の判断基準】

- ・15分以上かつ1m以下の距離で、マスクを正しく着用していない状態で、
陽性者の児童との接触があった場合

2. 児童・同居家族に風邪症状がある場合等の登所可否の判断の目安

別添のとおり

3. 登所等にあたってのお願い

- ・登所前にご家庭で健康観察、検温をお願いします。
- ・登所後に発熱や普段と様子が違うなどの体調の変化が見られる場合は、速やかなお迎えにご協力ください。
- ・同居家族も含め、体調が悪い場合は、すぐに医療機関に電話のうえ受診してください。

児童・同居家族に風邪症状がある場合等の登所可否の判断の目安

これらの対応は、市内の感染状況などにより、今後、変更する可能性があります。

お子様（本人）や同居家族が、以下のうち登所できない状況になった場合には、必ず施設に連絡し、施設の指示に従ってください。

状況	該当者		登所	登所について
	児童	同居家族		
① 感染者になった場合	◆		×	医師や保健所の指示により登所可能（治癒）となるまでの間、登所できません
② 発熱等の風邪の症状がある場合	◆		×	症状がなくなるまで登所できません。
		◆	×	症状がなくなるまで登所できません。 ※ただし、同居家族が医療機関を受診し、「感染の疑いや恐れがない」との診断を受けた場合は登所できます。
③ 発熱等の風邪の症状により検査をする場合	◆		×	検査結果（陰性）が出るまでの間、登所できません。
		◆	×	検査結果（陰性）が出るまでの間、登所できません。
④ 濃厚接触者となって検査をする場合	◆		×	検査結果が陰性であっても、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から7日間、登所できません。
		◆	×	検査結果（陰性）が出るまでの間、登所できません。 ※検査結果が陰性であっても、発熱等の風邪の症状があるときは登所できません。
⑤ 濃厚接触者になったが無症状であるため検査をしない場合	◆		×	感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から7日間、登所できません。
		◆	○	登所できます。 ただし、当該同居者を含めた同居家族の健康観察に十分留意し、少しでも風邪症状などが見られる場合は登所できません。
⑥ けが等で入院するために検査をする場合		◆	○	登所できます。

※「検査」とは、PCR検査・抗原検査のことです。

※あくまで原則であり、場合によっては適用されないこともあります。